

平成 2 3 年 2 月 定例会

小平・村山・大和
衛生組合議会

日 時 平成 2 3 年 2 月 1 6 日 (水)

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

平成23年2月定例会

日 時 平成23年2月16日(水)

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

1.出席議員(12名)

1番 岩本博子	2番 川里春治
3番 立花隆一	4番 藤原哲重
5番 尾崎利一	6番 粕谷久美子
7番 長瀬りつ	8番 石川庄太郎
9番 高橋 薫	10番 大原明彦
11番 田代芳久	12番 須藤 博

2.欠席議員(0名)

3.出席説明員

管 理 者 小林正則	副 管 理 者 尾又正則
副 管 理 者 藤野 勝	助 役 窪田 治
会 計 管 理 者 村野 昇一	事 務 局 長 水口 篤
総 務 課 長 藤野 信一	業 務 課 長 村野 盛雄
計 画 課 長 市川三紀男	総 務 課 長 補 佐 澁 谷 俊 興
業 務 課 長 補 佐 小暮与志夫	計 画 課 長 補 佐 片 山 敬

議事日程（第1号）

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 議案第 1号 専決処分（小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 第 4 議案第 2号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 3号 平成22年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第 4号 平成23年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について
- 第 7 議案第 5号 平成23年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算
- 第 8 陳情第11号 <3市共同資源化事業の推進について（報告）/平成22年4月> について、理事者の合意・意思確認を行う理事者会の開催についての陳情
- 第 9 陳情第12号 広報誌「えんとつ/ 27」掲載地図の誤りについての陳情
- 第10 陳情第13号 衛生組合における焼却炉の周辺住民についての情報格差の是正についての陳情
- 第11 陳情第14号 生ごみの減量・資源化に関する陳情

午前9時30分 開議

議長【石川庄太郎】 おはようございます。本日は開議時間を30分早めまして、9時30分といたしましたので、ご了解願います。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから小平・村山・大和衛生組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。お手元の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

日程第1 会期の決定

議長【石川庄太郎】 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長【石川庄太郎】 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第77条の規定により、議長から指名申し上げます。

4番 藤原哲重議員

5番 尾崎利一議員

12番 須藤 博議員

以上3名の方をお願いいたします。

日程第3 議案第1号 専決処分(小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについて

議長【石川庄太郎】 日程第3、議案第1号 専決処分(小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

管理者【小林正則】 皆さん、おはようございます。ただいま上程をされました議案第1号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、専決処分を行いました小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご承認をいただくために提案をさせていただきます。

改正の内容は、東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、組合が準拠しております小平市と同様の職員の給与改定としたところでございます。

具体的には、期末勤勉手当の年間支給月数を0.2月分引き下げ、3.95月とするものでございます。また、これに併せ、東京都の期末勤勉手当の支給期ごとの支給月数の配分の見直しなどを勘案いたしまして、6月期の期末勤勉手当の支給月数を1.875月から1.9月へ0.025月分引き上げ、12月期の支給月数を2.175月から1.95月へ0.225月分引き下げるものでございます。なお、本年度につきましては、0.2月分の引き下げを12月期の期末勤勉手当で実施するものとし、支給月数を1.975月といたします。

また、再任用職員につきましても同様に、年間支給月数を0.1月分引き下げ2.1月とするものとし、6月期の期末勤勉手当の支給月数を0.9月から0.

975月へ0.075分引き上げ、12月期の支給月数を1.25月から1.075月へ0.175分引き下げるものでございます。なお、本年度につきましては、0.1月分の引き下げを12月の期末勤勉手当で実施するものとし、支給月数を1.15月といたします。

この改定に伴う人件費の減少額は、おおむね160万円程度でございます。

なお、準拠しております小平市におきましても、同様の改正を行い、昨年11月30日から施行しているところでございます。

また、改正の内容につきましては、職員全員に説明し、了承を得ているところでございます。

ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 提案説明が終わりました。

質疑に入ります。尾崎議員。

5番【尾崎利一】 今ご説明いただきまして、期末手当を引き下げるということですが、職員の皆さんには説明をされて同意を得ているということですが、ここは組合もないので説明と同意というのなかなか難しいところがあると思うんですけれども、東大和市でも同様の改定が行われ、労働組合もこれに同意をして改定されました。小平市や武蔵村山市において、労働組合との合意という点で、どうなっているのか伺います。

議長【石川庄太郎】 藤野総務課長。

総務課長【藤野信一】 武蔵村山市さんと、それから小平市さんの職員組合との合意の状況でございますが、両市の組合とも当局側と協議いたしまして、妥結して、合意しております。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 質疑を終了することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 それでは、質疑を終了いたします。
討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 討論なしと認めます。

直ちに採決いたします。日程第3、議案第1号 専決処分(小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについて、本案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長【石川庄太郎】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第2号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長【石川庄太郎】 日程第4、議案第2号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第2号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、職員の給料等の改定について、提案をさせていただくものでございます。

本年度の公務員給与につきましては、公民較差の解消のため、国家公務員は

マイナス0.19%、月額平均で757円、東京都職員におきましてはマイナス0.29%、月額平均で1,235円引き下げる改定が行われております。

また、東京都は、給与構造改革の一環として、公民較差の解消とあわせまして、給料を平均で1.2%程度引き下げる一方、地域手当を1ポイント引き上げ、18%に改定されております。

組合におきましても、民間における給与水準を反映した東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、組合が準拠いたしております小平市と同様の職員の給与改定を行うものでございます。

本案の主な改正内容でございますが、1点目として、給料表の改定でございます。行政職給料表1、及び行政職給料表2を、本年度の改定後の東京都給料表に準じた内容で、小平市と同様に改定を行うものでございます。また、当該改定におきましては、東京都が実施いたしました行政職給料表2の水準の引き下げをあわせて、小平市と同様に実施いたします。

第2点目として、原則として、給料表の改定に伴いまして、給料月額が下がる職員につきましては、3月から12月までの10カ月間に限り、激変緩和のための経過措置といたしまして、現行の給料月額から、本年度の公民較差を反映させるための0.3%分をマイナスした額を支給するものいたします。

第3点目として、給料表の改定に伴いまして、退職手当の調整額における単価を585円引き上げ、1,000円といたします。ただし、給料表の改定に伴う経過措置を受けている職員につきましては、現行の415円に据え置くものでございます。

第4点目として、年間給与で実質的な公民給与の均衡が図られるよう、東京都人事委員会勧告の趣旨を考慮して、小平市と同様に3月期に支給する期末手当において所要の調整を行うものでございます。

第5点目として、行政職給料表1におきまして、職務の級を区別する意義が

乏しくなっております1級と、2級を統合し、現行の8級制から7級制に改めるものでございます。これに伴い、期末勤勉手当の職務段階別加算の対象者に関する規定、及び旅費条例の関連規定を整理するものでございます。

これらの給与改定に伴う人件費の減少額は、おおむね37万円程度を見込んでおります。

なお、これらの内容につきましては、全職員に対しまして説明し、了承を得ているところでございます。

施行期日は、平成23年3月1日を予定いたしております。

なお、1級と2級の統合、及びそれに関連する規定の整理につきましては、4月1日を予定いたしております。

以上が本案の内容でございます。

議長【石川庄太郎】 提案説明が終わりました。

質疑に入ります。尾崎議員。

5番【尾崎利一】 この10年以上の間、民間も給与が減り続けていますし、公務員の給料も減り続けているということで、日本経済の6割を占める家計消費の悪化に大きな影響を及ぼしているというふうに考えます。その点で、私は、公務員の待遇悪化、給与を減らすというのは基本的に反対ですけれども、しかし同時に、職員の皆さんと、市や衛生組合との同意、合意に基づくということであれば、これは尊重しなくてはならないというふうに考えています。その点で、今、職員の皆さんには了承を得たということですがけれども、組合がないので、組合がないところでの一人一人の職員の立場というのは、やはり弱い立場になっていると考えます。その点で、その同意をどういうふうに考えるのか、了承をどのように考えるのかということなんですけれども、3市で構成される衛生組合ですから、このような改定が東大和市でも行われ、東大和市でも職員組合の同意を得てこの削減が行われました。小平市と同様ということですから、

小平市でも同様の改定が行われていると思いますが、小平市での職員組合との合意の状況、それから武蔵村山市での合意の状況について伺いたいと思います。

議長【石川庄太郎】 藤野総務課長。

総務課長【藤野信一】 職員組合との合意の状況ということでございますが、詳細につきましては把握してございませんが、職員組合と当局側で何度か折衝いたしまして、当局側と職員組合との合意点を見つけて合意に達したというふうに聞いております。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 質疑を終了することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 討論なしと認めます。

直ちに採決いたします。日程第4、議案第2号 小平・村山・大和衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長【石川庄太郎】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第3号 平成22年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第2号)

議長【石川庄太郎】 日程第5、議案第3号 平成22年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第3号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、平成22年度の事業がおおむね終了いたしましたことにより、予算の計数整理を行い、また、事務事業の執行に伴う補正を行うものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,682万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ16億425万5,000円とするものでございます。

今回の補正の内容でございますが、歳入につきましては、財産収入及び諸収入を増額し、繰入金を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費を増額し、議会費及び塵芥処理場費を減額するものでございます。

補正の内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 水口事務局長。

事務局長【水口篤】 それでは、平成22年度一般会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元でございます補正予算書の表紙を1枚おめくりいただきたいと思えます。補正額でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,682万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億425万5,000円とするものでございます。

次に、4 ページ、5 ページをお開きください。

歳入予算の補正内容につきまして、ご説明申し上げます。3 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金でございます。各基金の運用益が予算額を上回ったため、増額するものでございます。

次に、4 款繰入金、1 項 1 目財政調整基金繰入金につきましては、後ほど説明いたします歳出の減額に伴いまして皆減とするものでございます。

次に、6 款諸収入でございます。1 項 1 目組合預金利子につきましては、歳計現金の運用に伴う利子が予算額を上回ったこと、また、2 項 1 目雑入につきましては、アルミなどの金属類の資源化において、当初見込んでいた価格を上回る価格で売り払いができたことなどによる増額でございます。

次に、6 ページ、7 ページをお開きください。

歳出予算の補正内容につきまして、ご説明申し上げます。1 款議会費につきましては、組合議会行政視察の実施がなかったことによる減額でございます。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費のうち、1 節報酬、2 節給料、3 節職員手当等、及び 4 節共済費につきましては、人事異動、給与改定等による変動分を精査したことに伴う減額でございます。8 節報償費につきましては、対象者がいなかったことによる嘱託職員退職報償金を減額するものでございます。9 節旅費につきましては、先ほどの議員行政視察の実施がなかったことによる減額でございます。1 3 節委託料につきましては、職員健康診断の二次検診対象者数が減ったことによりまして減額するものでございます。

次に、2 目財産管理費、1 3 節委託料、及び 1 8 節備品購入費につきましては、とにも契約差金を減額するものでございます。

次に、2 5 節積立金でございます。職員退職手当基金及び施設整備基金につきましては、運用益の増による増額でございます。また、財政調整基金につきましては、各種契約差金及びアルミ等金属類の売り払い収入などを積み立てる

ために増額するものでございます。

次に、3款塵芥処理場費でございます。1項2目塵芥処理維持管理費でございます。11節需用費では、消耗品費のうち薬品油脂類で、焼却灰の処理に使用するキレート剤の使用量が増えること、燃料費につきましては、運転計画の見直しにより、焼却炉の立ち上げ回数の減などにより都市ガスの使用量が減ること、また、光熱水費につきましては、節電等による使用量の減及び燃料調整費の改定に伴いまして、電気料金が下がることにより減額をするものでございます。

次に、13節委託料、15節工事請負費につきましては、主に契約差金が生じたことによる減額でございます。

次に、2項1目塵芥処理場建設費、13節委託料につきましては、3市共同資源化事業の進捗状況を勘案いたしまして、基本構想等業務委託料を皆減するものでございます。

次の10ページ、11ページは、給与費明細書でございます。

以上が平成22年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第2号)の内容でございます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 提案説明が終わりました。

質疑に入ります。立花議員。

3番【立花隆一】 まず、歳入のところですが、アルミの売り払い価格を上回ったということなんですが、そもそもの想定した金額と、それから、この背景をちょっと教えていただきたいと思います。

議長【石川庄太郎】 藤野総務課長。

総務課長【藤野信一】 アルミの売り払いのことでございますが、当初、キロ10円71銭で予算化してございました。その後、市況が上がりまして、上

半期が23円10銭でございます。それから、下半期が13円65銭となっております。市況についてでございますが、2年前のリーマンショック以来、大暴落しましたが、現在では多少上向きの状況となっております。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 藤原議員。

4番【藤原哲重】 歳出の最後に書いてあります塵芥処理場建設費の中の3市共同資源化事業、基本構想等業務委託がそのままマイナスになっているわけですが、予算を立てるということは、その年に執行するという前提でやるわけですが、その間補正で減額するということは、その間にいろいろな努力をして執行することを検討していたと思うんですが、その辺の検討結果をちょっとお聞きしたいと思います。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 3市共同資源化事業につきましては、当初、基本構想並びに都市計画決定に伴う関係資料の作成経費、それから国の交付金に伴う地域計画の作成にかかる業務委託料を計上させていただきましたけれども、ご承知のとおり、この事業につきましては、東大和市におきまして意思表示があり、それに伴う3市の協議がなされず、不透明な状況になっているということでございます。そのため、これまでの経過並びに現在の状況を踏まえて、22年度に計上しました委託料は皆減させていただくことになりましたけれども、この間、この事業の検討においては、推進本部が中心となりまして、その下部組織であります専門部会、さらには部課長会等の会議があるわけですが、それらの会議の調整を踏まえた結果、現在の補正予算の状況になったところでございます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 今の藤原議員と同じ件に関してですけれども、この予算については、減額するのはこれで2回目です。昨年2月の定例会のときにも申しあげましたけれども、この流れが不透明なんです。私は、一応資料要求で、今年の1月25日に開かれた推進本部の会議録を出してほしいというふうにお願ひしましたが、まだ決裁が上がっていないのでということで、つまり情報公開もかけられないような状況になっているわけです。1月25日ですから、約1カ月近くたっているわけです。インターネットで世界の状況が瞬時にわかる時代に、会議録一つ決裁するのに1カ月もかかっているような状況にあるという組合の状況を、もう少し考え直していただかないといけないというふうに思います。ホームページにアップされるわけでもないし、こういうことを検討していますということがされるわけでもないですから、知っている人しか見に来ないという状況にあるわけです。見に来たけれども、まだ1月の会議録もできていないというような状況にあるわけですね。去年も同じことを私は申しあげましたが、その辺についてしっかりと組合として考え直していただきたいのと、それから1月25日の決裁がおりていないということですが、推進本部の会議の内容をかいつまんで説明してください。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 まず1点目の、1月25日に開かれました3市共同資源化推進本部の会議録の関係でございますけれども、現在決裁中ということで、最終段階に入っていますので、今週中には決裁が終わるような状況と考えております。昨年も同様にご指摘をいただきまして、事務局としてはなるべく早く決裁が終わるように準備を進めておりましたけれども、以上のような状況です。

それから、1月25日の推進本部の会議の内容でございますけれども、推進本部は、昨年の22年4月以降、2回目になるわけで、その間の事実関係の確

認等が主になされたという状況でございます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 窪田助役。

助役【窪田治】 今、長瀬議員さんのほうからご質問がございました、1月25日の推進本部会議の主な内容ということで、補足ということでご説明させていただきたいと思いますが、1点は、昨年の6月から現在に至るまでの経過報告ということでございます。それからもう1点につきましては、今後、この3市共同資源化事業を推進していくに当たって、議会のほうで昨年11月に実質的な協議を開始するようというような議決をいただいたところでございますが、その実質的な協議ということについて、一応推進本部会議として共通認識を持っておこうという、そういうことで話をさせていただきました。

その中で、実質的協議ということについては、いわゆるリサイクルセンターの用地提供について、東大和市さんのほうでは、これには応じられないというようなことを内部決定されたというお話でございますが、では、それに対する代案というものを出示していただいて、それを協議するという、これが実質的協議に当たるだろうという共通認識を確認いたしたところでございます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 今、大体の内容をお聞きしたわけですが、推進本部は、行われた後、会議の結果を3市及び組合の管理者に報告するという事になってはいますが、いつ報告されたでしょうか。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 1月25日の件の報告ということでは、会議録の決裁をもってその内容を報告するということになっておりまして、例えば昨年4月の推進本部の報告、これまでの検討結果の報告書をまとめたわけですが、

ども、それについては、組合の管理者、それから3市の市長に報告するということが要綱で決まっておりますので、その旨報告したという状況がございます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 ほかに質疑はございませんか。粕谷議員。

6番【粕谷久美子】 9ページの部分ですけど、この測定等委託料の中で、環境測定、ダイオキシン類測定のところが減額になっているんですが、先ほど説明がちょっとわかりづらかったので、この測定等、減額になるような大きな理由というのは何か伺いたいのですが。

議長【石川庄太郎】 村野業務課長。

業務課長【村野盛雄】 測定等委託のダイオキシン類測定の減額の説明でございますけれども、当初予算の計上の中では、ダイオキシンの測定にかかわる単価が公共単価で示されていまして、それをもとに予算計上しております。そして、実際の契約に当たっては、入札で進めておりますので、その入札にかかわる契約差金ということでございます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 立花議員。

3番【立花隆一】 9ページのところの3市共同の補正の、通年で組んで補正で減額ということをして2回繰り返して、この後また年度予算を審議するわけですけど、そもそも、この立て方自体のそこでの協議というのは、どこまで意を尽くしていったのかということが問われるんじゃないですか。3年これを続けていったら、同じ金額を出しておいて減額していくという、そもそもの組み方、そこでの協議のあり方、これは責任を問われるんじゃないかというふうに思うんですが、それについてのお考えはどうなんでしょう。

議長【石川庄太郎】 水口事務局長。

事務局長【水口篤】 3市共同資源化事業につきましては、2年繰り返して

ということで今お話がございましたけれども、この事業につきましては、ご承知のとおり19年12月の理事者合意を受けまして、事業を具体化するという
ことで進めてきたわけですが、昨年、推進本部の中での一定の方向性がまとまりまして、その後、具体化をしようというところで、予算化もされて
いたということで、具体的な委託の業務に着手をするというような状況があっ
たわけですが、その直後に東大和市から、この事業についての一部ですけど、資源化処理施設についての内容について、できないというよう
な内容の決定がありまして、これは4団体でやっている事業でございますので、
事業がその先に進めなくなったという状況はご承知かと思えます。

そういうような内容で、その後、事務的なベースで打開ができないかと、い
ろいろと努力を重ねてまいりました。11月の定例会では、組合議会でも決議
をいただいたりということもございまして、何とかもとの状況で進められるか
どうかというところを協議している状況でございます。

事業そのものにつきましては、資源化処理施設の建設だけではございませ
るので、ソフト、ハードを含めて資源化の基準の統一ですとか、3Rの推進です
とか、廃棄物の抑制とか、そういったことも含め、また、衛生組合でやってお
ります粗大ごみ処理施設の更新もその中には含まれてございますので、そうい
った3市共同資源化事業全体につきましては、進める方向ということでなっ
てございます。ただ、一部について、そういうことがあり、そういう意味では、
この予算を使って作業を進めるということについては、内容が一部不安定でご
ざいますので、ここのところは、今回はできない状況がございますので、やむ
を得ず皆減をさせていただくというようなことで考えてございます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 立花議員。

3番【立花隆一】 次の本予算のほうでちょっと言わせていただきます。と

どめておきます。

議長【石川庄太郎】 質疑を終了することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 討論なしと認めます。

直ちに採決いたします。日程第 5、議案第 3 号 平成 22 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算(第 2 号) 本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長【石川庄太郎】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 6 議案第 4 号 平成 23 年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について

日程第 7 議案第 5 号 平成 23 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算

議長【石川庄太郎】 日程第 6、議案第 4 号 平成 23 年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分担金額について、及び日程第 7、議案第 5 号 平成 23 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算、以上の 2 議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

管理者【小林正則】 ただいま上程されました議案第 4 号及び議案第 5 号に

つきまして、関連がございますので、一括して説明を申し上げます。

組合の運営につきましては、環境保全に配慮しつつ、施設の適正かつ計画的な維持管理に努め、安定した円滑なごみ処理事業の運営を図ってまいります。また、情報提供を通して開かれた組合運営に努め、施設周辺地域住民をはじめ、管内市民とのより深い信頼関係を構築してまいります。

平成23年度の予算総額は16億円でございます。分担金につきましては、前年度と同額の14億7,000万円のご負担をお願いするものでございます。

具体的な内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 水口事務局長。

事務局長【水口篤】 それでは、議案第4号と5号につきましては、関連がございますので、平成23年度予算の内容としてあわせてご説明を申し上げます。

まず、衛生組合の事業を行う上での基本的な事項でございますが、お手元でございます一般会計予算参考資料、こちらの1ページをごらんください。

事業の実施に当たりましては、(1)の基本事項にございますとおり、引き続き常に環境に配慮し、効率的で安定したごみ処理事業を行うとともに、施設保全スケジュールに基づきまして、ごみ処理施設の計画的な維持管理を行ってまいります。また、あらゆる機会を通じまして、地域住民及び管内市民との信頼・協働関係を構築してまいりたいと存じます。

次に、(2)の平成23年度主要工事等でございますが、3号ごみ焼却施設の投入ホッパー更新工事、煙突下部鉄筋コンクリート部補修工事、また4・5号ごみ焼却炉のうち、4号炉の排ガス冷却設備容積アップ工事、またストーカ駆動装置工事などを予定してございます。

また、3市共同資源化事業につきましては、事業全体の方向性を見据えて、(仮称)3市共同資源化事業基本構想等策定などを予定してございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。組織市3市が予測をいたしました衛生組合へのごみ搬入量でございます。平成23年度は、可燃ごみが計6万4,147トン、不燃ごみが計9,333トン、合計で7万3,480トンを見込んでございます。前年度の当初予算時と比べますと1,807トン少なくなっております。

次に、7ページをお開きください。衛生組合の主な財源でございます分担金の平成23年度算出資料でございます。分担金は、運営経費分と施設整備基金分を合計いたしまして、平成22年度と同額の14億7,000万円を予定してございます。

それでは、予算書に沿いまして、内容のご説明を申し上げます。予算書の表紙をおめくりいただきたいと思います。

議案第5号の第1条に記載のとおりでございますが、平成23年度のごみ処理事業に要します費用として、歳入歳出それぞれ16億円を計上いたしてございます。前年度当初予算に比べ3,000万円の増額でございます。

ページを6枚ほどおめくりいただきたいと思います。4ページ、5ページをお開きください。

歳入でございます。1款分担金及び負担金でございます。分担金につきましては、均等割10%、投入割90%の割合で求めたものでございます。前年度と同額となっております。

2款使用料及び手数料でございます。行政財産使用料条例に基づきまして、電柱及びガス管腐食防止装置等の組合敷地への設置による土地の使用料でございます。

3款財産収入は、基金に対する運用益の見込額を計上いたしてございます。

4 款繰入金でございます。財政調整基金及び職員退職手当基金から繰り入れを行うもので、前年度当初予算と比較をしまして2,998万4,000円の増の7,220万6,000円でございます。

5 款繰越金につきましては、前年度と同額の2,000万円でございます。

6 款諸収入でございます。1 項 1 目組合預金利子につきましては、歳計現金に対する預金利子でございます。2 項 1 目雑入につきましては、アルミなどの金属類の売り払いを見込んでございます。

次に、6 ページ、7 ページをお開きください。

歳出でございます。1 款議会費でございます。議員報酬、行政視察、及び速記委託など議会開催等に要します経費に加えまして、共済費には、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合の負担金を計上してございます。

2 款総務費でございます。1 項 1 目一般管理費につきましては、給与などの人件費及び事務費等でございます。1 節報酬は、公務災害補償等審査会及び情報公開審査会の委員、並びに嘱託職員に対する報酬でございます。2 節給料は、特別職4人、一般職17人の給料でございます。3 節職員手当等は、一般職の各種手当、期末勤勉手当、及び退職手当でございます。

次に、8 ページ、9 ページをお開きください。

4 節共済費は、東京都市町村職員共済組合への負担金等でございます。8 節報償費につきましては、嘱託職員の退職に伴う報償金、功労者表彰の記念品代を計上いたしてございます。9 節旅費は、職員の出張等に伴う旅費でございます。10 節交際費は、昨年度と同額でございます。11 節需用費につきましては、事務・事業用の消耗品、図書及び修繕料が主な内容でございます。12 節役務費につきましては、インターネット使用料、筆耕料及び施設見学時の傷害保険料でございます。次に、13 節委託料は、職員の健康診断、広報紙「えんとつ」の発行、給与計算ソフトの保守委託費用でございます。14 節使用料及

び賃借料につきましては、コピー機、パソコン等の事務機器の借上料及び連絡協議会による施設見学のバス借上料等でございます。19節負担金、補助及び交付金につきましては、全国都市清掃会議、三多摩清掃施設協議会、職員の研修会などの負担金、また地域共生事業として「えんとつフェスティバル」及び職員互助会への補助金が主な内容でございます。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

2目財産管理費でございます。11節需用費は、車両の燃料費及び消防設備等各種設備や車等の修繕料などでございます。12節役務費につきましては、郵便・電話料、建物総合損害保険料などでございます。13節委託料は、施設の清掃や警備などの施設等維持管理委託、消防設備やエレベーターの保守などの機器等保守整備委託でございます。14節使用料及び賃借料は、小平市から借りております土地の借上料及び財務会計システム借上料が主な内容でございます。次に、18節備品購入費の庁用器具費につきましては、主に施設内の消火器の買いかえでございます。25節積立金でございます。職員退職手当基金につきましては、条例に基づき、職員給料の2%相当分を、また財政調整基金につきましては、平成22年度歳計剰余金見込額の2分の1相当額を、また施設整備基金につきましては、1億5,300万円をそれぞれ基金の運用益と合わせて積み立てをいたしてございます。27節公課費は、自動車重量税でございます。

次に、3目公平委員会費につきましては、共同設置をしております東京都市公平委員会への負担金でございます。

2項1目監査委員費につきましては、監査委員の報酬、及び所要の経費を計上いたしてございます。

次に、12ページ、13ページをお開きください。

3項1目余熱利用施設費につきましては、足湯施設「こもれびの足湯」の管

理・運営に要する経費でございます。8節報償費につきましては、足湯施設運営連絡会委員に対する謝礼でございます。11節需用費は、清掃関係で使用いたします洗剤等の消耗品、また上下水道料、電気料金、及び修繕料などがございます。12節役務費は、電話料及び建物総合損害保険等の保険料でございます。13節委託料は、施設の管理や警備、また水質検査に要する委託料でございます。15節工事請負費は、足湯施設内のベンチ設置費用でございます。

次に、3款塵芥処理場費でございます。1項1目塵芥処理総務費、9節旅費につきましては、業務課職員の出張旅費でございます。19節負担金、補助及び交付金につきましては、研修会・講習会への参加費、協会等の負担金でございます。地域環境対策負担金は、小平市が行っております組合周辺地域の環境整備事業に対する負担金でございます。

2目塵芥処理維持管理費でございます。焼却施設及び粗大ごみ処理施設等の維持管理に要する経費でございます。11節需用費でございます。

14ページ、15ページをお開きください。

需用費におきましては、光熱水費のうち、電気の使用量が減となったことなどの理由によりまして、前年度に比べ減額となっております。

なお、修繕料につきましては、平成19年度から21年度までの決算額の平均から算出をしてございます。12節役務費は、焼却施設及び粗大ごみ処理施設のごみクレーン4基の法定検査料でございます。

次に、13節委託料でございますが、参考資料の13ページから14ページにかけて詳細を記載してございますが、処理・処分等委託は、最終処分場への焼却灰の運搬業務などの委託、施設等維持管理委託につきましては、焼却施設などのプラント運転業務などの委託、測定等委託につきましては、各種環境測定業務の委託、また機器等保守整備委託につきましては、各種機器類の保守点検業務の委託でございます。

次に、14、15ページ、下段、15節工事請負費でございます。参考資料の14ページ中段から15ページにかけて、詳細を記載してございます。

焼却施設では、3号炉の燃焼設備補修工事、投入ホッパー更新工事、煙突下部鉄筋コンクリート部補修工事など、また、4・5号炉の燃焼設備補修工事、4号炉の排ガス冷却設備容積アップ工事、4号炉のストーカ駆動装置取りかえ工事などがございます。

粗大ごみ処理施設では、破碎・搬送装置補修工事がございます。

また、その他共通工事では、各種の工事のほか、緊急性のある故障が発生した際に、迅速な対応が行えるように所要の経費を計上いたしてございます。

予算書14ページ、15ページ下段、16節原材料費でございます。焼却炉のストーカ部品、及び粗大ごみ処理施設の破碎機の部品などを購入するものでございます。

27節公課費は、排ガスに含まれる硫黄酸化物に対しまして、法律に基づき大気汚染負荷量賦課金を納入するものでございます。

次に、予算書16ページ、17ページをごらんください。

2項1目塵芥処理場建設費は、3市共同資源化事業の推進に係る経費でございます。9節旅費につきましては、計画課職員の普通旅費及び特別旅費でございます。13節委託料は、(仮称)3市共同資源化事業の基本構想等策定に伴う委託費でございます。

4款公債費でございます。1項1目元金につきましては、13・14年度のバグフィルタ整備事業に伴う起債、及び15年度から18年度までの部分更新施設整備工事に伴う起債、これらの元金の償還でございます。2目利子につきましては、起債の利子の償還でございます。

5款予備費につきましては、1,800万円を計上いたしてございます。

次に、18ページから22ページにつきましては、給与費明細書でございま

す。給与及び具体的な職員の処遇などを記載したものでございます。

また、23ページにつきましては、地方債の現在高・見込額など、地方債に関する調書でございます。

以上が平成23年度における小平・村山・大和衛生組合の組織する市の分担金額についてと、平成23年度の小平・村山・大和衛生組合一般会計予算の内容でございます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 提案説明が終わりました。

ここで午前10時35分まで休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時35分 再開

議長【石川庄太郎】 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑に入ります。長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 予算書の9ページ、全体の参考資料がないのでちょっと細かいことを聞きます。委託料の広報紙業務委託というのがありますが、これの明細を教えてください。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 広報紙につきましては、全域版と地域版があるわけですが、全域版につきましては11万5,000部、それから地域版につきましては3,500部をつくることになっておりまして、この印刷経費にかかる金額としましては244万6,017円を予定しているところでございます。

それから、全域版につきましては、新聞折り込みと、それから地域の方につきましては直接配付をしているわけでありまして、地域版につきましても、地域

の方への配付を行っているわけで、これにつきましては1部当たり12円で3,000部、それを4回予定しているところでございます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 全域版は何回ですか。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 全域版は2回でございます。

議長【石川庄太郎】 長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 それと、今度、参考資料のほうの11ページの薬品油脂類のところのキレート剤の関係なんです、昨年の予算審議のときに、そのキレート剤が、どんどん効果のあるものが、いろいろなものが出てきているということで、さまざま試験をされて入札なんかの資料にしていくというご答弁があったと思うんですけども、今回、どういうことになったのでしょうか。

議長【石川庄太郎】 村野業務課長。

業務課長【村野盛雄】 キレート剤のご質問でございますけれども、22年度、2月時点で、キレートの効果を確認するための集じん灰の溶出試験を今、委託で試験をしているところでございます。したがって、23年度の当初予算の中では、その効果の部分については見込んでおりませんので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 それと、この間、多摩川衛生組合で水銀を含む有害物を燃したということがかなり新聞報道されていますけれども、排ガス中に含まれる水銀というのは調査をする対象になっていないらしいのですけれども、当衛生組合においては、排ガス中に含まれる水銀について検査をするおつもりはな

いのでしょうか。

議長【石川庄太郎】 村野業務課長。

業務課長【村野盛雄】 排ガス中の水銀の濃度についてのご質問でございますけれども、とりあえずは今、排ガス中の水銀についての規制がご案内のとおりありません。したがって、これから国もしくは都の状況を見定めながら、その辺の扱いについては、状況を見ながら考えていきたいと思っています。

以上でございます。

7番【長瀬りつ】 独自にやってみる気はないということね。

議長【石川庄太郎】 ほかに質疑はございませんか。立花議員。

3番【立花隆一】 では、1点だけ申し上げます。塵芥処理の3市共同の部分ですが、予算が2年続けて皆減になったと。これ、3年間続けてですね。こういうことがなされていくというのはいかがなものか。先ほど、1月のときには代案を出すというお話がありましたが、本来ならば、この予算書に代案を含めて出てくるのが筋論だというふうに思うんですが、その予算の立て方、あともう一つは、これをもう一回来年の3月に補正で皆減というふうにもしなったときの責任の所在、これについてお伺いします。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 3市共同資源化事業につきましては、不透明な状況ではありますけれども、事業そのものについてやめるということにはなってございません。3市共同資源化事業の目的は、この地域の望ましい循環社会を目指すものでありますので、事務局としましては、早期に3市の協議が整い、4団体の確認がなされて、おこなっている事業を順次進めていきたいという、そういう立場でございます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 立花議員。

3番【立花隆一】 私はそういうことを言っているわけじゃなくて、これをやめるとか、やめないとか、そういうことじゃなくて、2年間続けて同じことを繰り返し、3年目のときに、本来、この予算書には2年間のことを踏まえた上で載せなければいけないんじゃないですかと言っているんです。もし載せたら、もう一回3年も同じことを繰り返した場合の責任のとり方、あり方というのはどうなんですかと聞いているんです。それをお答えいただきたい。

議長【石川庄太郎】 水口事務局長。

事務局長【水口篤】 3市共同資源化事業につきましては、先ほども少し触れましたけれども、この事業につきましては、組合の予算ということで計上させていただいてございますけれども、内容につきましては、ご承知のとおり、3市と組合とが共同で進めている事業でございます。そういうことから申し上げますと、それぞれの団体のご意向等もございまして、そういうところの合意形成がされた中で進められていかなければいけないというふうには考えてございます。当初に合意形成というか、合意事項がございまして、それに基づいて詳細なところを進めてきている状況でございますが、そのこのところの調整が難航しているといえますか、一部合意形成が少し乱れている状況はございますけれども、方向性としますと、これはやっていかなければいけない事業だというふうには承知をしております。

責任がどうかということもございまして、事業というものは、すぐにとんとん拍子で行く場合もございますし、いろいろな状況を勘案して、その都度合意形成を諮りながらやっていかなければいけない事業もございますし、この辺につきましては、特に何もやらないということではございませんで、その都度いろいろなレベル、段階で努力をしている状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 立花議員。

3番【立花隆一】 その努力した経過はわかります。ただ、どうもこの予算書に載ってきたプロセスというのですか、特に3市共同に至っての。時間がかかることもわかりますし、最初のボタンのかけ違いも踏まえた上で、そういう経過の変化というのも容易に理解ができます。しかし、3年間同じことを繰り返して、それに、いまだかつて、そのプロセスというのですか、ここに努力をした内容というのが、我々にはちょっと見受けられない部分もありますので、問題は、この1年どういう決意をされてここに臨むのかということ、責任のとり方も踏まえてお聞きしたいということだったんですが、お答えがないのですが、いかがでしょうか。

議長【石川庄太郎】 窪田助役。

助役【窪田治】 それでは、お答え申し上げます。

立花議員さんご指摘のとおりだろうというふうに思います。ただ、これは先ほど事務局長のほうからも答弁いたしましたとおり、衛生組合が単独でやる事業ではございません。構成3市がそれぞれ役割を分担しながら進めていこうということで、平成19年12月に合意があったわけでございます。これは前回の議会でもご報告したとおり、当組合の理事者として合意しただけではなくて、構成3市、それぞれの自治体として、その内容は確認をいたしていただいております。したがって、そこでお約束をいただいたことは、それぞれの自治体が責任を持ってきちっと遂行していただくということがないと、この事業は進んでいかないというところでございます。そういった意味合いで、先ほどの1月25日の推進本部会議においても、実質的な協議をきちっと進めていかないと、これはどうにもならないというところで、では、実質的協議とは何だというところの共通認識を四者で持ちましょうということで、これは4団体で合意した内容を1団体の意思だけで取り下げたということでございます。4団体

の会議の中でいろいろと協議をして、4団体の協議の結果、取り下げということになれば話は別ですけれども、1団体が結論を出してしまったということになれば、4団体で協議にはならないわけでございます。しからば、それにかわってどういう責任を担っていただくのか、きちっと代案を出していただいて、そこできちっと協議をしましょう、それが実質的協議になるのであろうというふうに共通認識を持ったということは、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

この内容につきましては、それぞれの構成市、例えば小平市においても、ごみの減量ですとか対策において重要な位置を占める施策でございますので、これを3市で共同でやるという合意があったから、それぞれの市はそれにあわせて各自治体の行政を進めているわけでございますので、これはそういつまでも待ってられないということでございます。しからば、これは2年、3年、これから時間をかけて悠長にやっていくという、そういう内容ではないだろうというふうに思います。

したがって、平成23年度、この中でしかるべき結論をきちっと出していかないと、それぞれの市のごみ減量対策に支障が出てくる。もう既に支障は出ているわけですが、そういう重要な課題でございますので、この1年度の中で結論を見出していくという。それでだめであれば、またほかのことを考えなくてはいけないということも含めましてやっていかなければいけない。それが責任ある行政だろうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 岩本議員。

1番【岩本博子】 今の部分のことですけれども、今回予算に出てきたということは、これはもちろん理事者間で、この予算を衛生組合のほうから出されたということについては、これを進めていくということ、それぞれ3市のと

ころでも合意があつての上でということでもいいのですよねという確認と、これが2年おくれたということで、今ご説明があつたとおり、ごみ行政への大きな影響というのがあると思うんです。これは3市のごみのリサイクルの部分だけではなくて、そのほかの粗大ごみの施設の更新ですとか、焼却施設の部分もそうですけれども、大きな影響があるものだと思うんですけれども、その辺について、この2年おくれたことについて、やはり懸念があると思いますけど、そのあたりのことをちょっと伺えればと思います。

あと、足湯の部分で、ベンチの設置というのがありましたけれども、この内容について、どんなものができるのかというのを教えていただければと思います。

以上です。

議長【石川庄太郎】 水口事務局長。

事務局長【水口篤】 1点目の予算の中での3市の合意というか、計上した経過ということでございますけれども、これにつきましては、部課長会、理事者会等を踏まえて予算等を策定しておりますので、3市、組合を含めてこの内容で進めるということでした承をさせていただいてございます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 予算書13ページの足湯施設の整備工事にかかるベンチの設置の関係でございますけれども、足湯の露天型のほうのところ、現在1カ所固定式のベンチがあるわけですが、大分利用者が多くて、その露天型の利用に際しては、現在のところ移動式の簡易なもので対応しているんですけれども、現在ある固定式のものを、もう一個つけようという、そういう経費でございます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 ほかに質疑はございませんか。尾崎議員。

5番【尾崎利一】 予算書の13ページで、塵芥処理総務費の中で、地域環境対策負担金ですけれども、小平市が行っている地域環境対策事業に対する負担金ということですが、この事業が総額で幾らで、どのような事業が行われているのか伺いたと思います。

それから、16ページ、17ページの3市共同資源化事業基本構想等業務委託の問題ですけれども、先ほど補正予算で850万円が皆減になった際の説明で、不透明な状況にあるということから皆減になっているわけですけれども、この間二度にわたって予算の修正案を提案しているわけですけれども、その際、不透明な状況の中で、これについて予備費に繰り入れて、事業についての方向性が明確になった時点で、議会にも諮ってこれを計上するというふうにすべきだという考え方で、二度にわたって予算修正案を出しています。二度にわたってこれは皆減になったという事態なわけですけれども、そこら辺の経緯についての認識を1つは伺います。

それから、この問題が2年出されて、これが皆減になるという根底には、周辺住民の方の合意が得られないという事態があるわけです。これについては、東大和市の市議会でも陳情が採択をされ、衛生組合議会でもこれが趣旨採択され、その際、議会の意見として、これらの6項目について、誠実に実施すべきだという意見もつけられたということになっているわけです。この点で、周辺住民の皆さんの理解を現状で得られているという認識なのかどうかという点を伺います。

それから、11月議会で、速やかに協議を始めるべきだということで決議が行われ、1月25日の推進本部では、東大和市が代案を示すことが速やかに実質的な協議を始める内容だということが推進本部で確認されたということですが、私は、この確認は11月の決議からは沿ったものではないというふうに考

えます。実質的な協議を速やかに始めるということは、前提をいろいろ置かずに協議を始めるべきだということで行われた決議だと私は理解しています。

議長【石川庄太郎】 質問者に申し上げますが、予算書に基づいた質疑を簡単にお願ひ申し上げたいと思います。

5番【尾崎利一】 それが進まない。行われなかったという状況になっているわけですがけれども、これでは不透明な状況はさらに続くと。実質的な協議が速やかに行われるというふうにならないだろうと考えるわけです。そういう状況の中で、これが予算に計上されるという点についてのご意見、見解を伺います。

議長【石川庄太郎】 窪田助役。

助役【窪田治】 それでは、予算の関係と現状認識の部分、この2点につきまして、私のほうから答弁させていただきます。

私どもといたしましては、事業と予算というのは一体のものというふうにご考えております。予算がついていない仕事をするということは、これは筋が通らないわけでございますので、しかるべき事業を推進するということをご課せられるのであれば、それに対して必要な予算はきちっと計上させていただく。これがなくて、予備費に置いて事業だけ進めろというようなことについては、これはいかなるものかなというふうにご考えるところでございます。

次の現状認識という点でございますが、これは今まで推進本部を中心として、あらゆる方面から課題をいただいたものの解決を最優先として進めてきているわけでございます。そういった中で、一定の方向性が出て、これから基本構想案を作成しようという段階で、これは現状認識も何もございません、そういったものをつくった上で、それから地域の方々に、こういう案でどうですかということが、そこから始まるわけでございます。まだ全然始まってない段階で、こういった施設を建てるということについて、反対云々ということが

まず先行している。それを、認識はどうなんだということであれば、こういった施設はどこにも建てられないという話になってしまいます。ですから、まずはきちとした案を作成するというのが私どもの最優先の仕事であるというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 村野業務課長。

業務課長【村野盛雄】 地域環境対策負担金の内容について、ご説明申し上げます。

地域環境対策負担金につきましては、平成17年度に小平市と覚書を締結しております、その内容でございますけれども、市民文化費、公害対策費、環境衛生、交通安全対策費、用水路費、道路橋りょう費、総務費、道路維持費、道路新設改良費、市道整備費、公園緑地費、消防施設費、下水維持費などが内容でございます。

具体的には、ちょっと古いのですけれども、18年度の請求いただいたものでございますけれども、この覚書におきましては、2,100万円を限度という条件ですが、18年度では、これらに要した費用が3,174万ほどでございました。組合のほうでは、覚書に基づきまして2,100万円このときにもお支払いをしているということです。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 尾崎議員。

5番【尾崎利一】 私が伺っているのは、もちろん4者間での合意に基づいて進める事業だということは当然なんですけれども、今問題になっている最大の背景にあるのは、やっぱり地元の住民の皆さんの合意が得られていないということだと思えます。そこについての認識を伺ったのですが、答弁がないのですが、いかがでしょうか。

議長【石川庄太郎】 窪田助役。

助役【窪田治】 合意を得られるような案をつくるというのが私どもの今課せられている仕事であるということについての認識は、先ほどご答弁したとおりでございますので、それに耐えられるような案を総力を挙げてつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 岩本議員。

1番【岩本博子】 確認です。リサイクル施設の部分ですけれども、想定地そのものを東大和市さんが出してきた段階で、それは議員の方へのご説明みたいなものはきちんとなされるべきものだったというふうには思いますけれども、そのあたりのご認識を伺えればと思います。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 3市共同事業に伴うハード面の関係でございますけれども、これにつきましては、事業そのものの検討は平成15年から内部で行ってきたわけで、その内容について、共同資源物の処理施設をどうしようかということがありまして、15年度からの検討の結果、平成17年に理事者合意がなされ、東大和の暫定リサイクル施設用地を活用していこうということが決まってきた状況でありまして、それを踏まえて調査委託等をして、平成19年12月には東大和市の桜が丘の暫定リサイクル施設用地を活用して、資源6品目について共同処理をやっていこうという、そういうような確認がなされてきたわけで、この間に関してどのような周知をしてきたかということだと思えますけれども、これらについては、組合の広報の関係は、やはり広報「えんとつ」がメインになりますので、その関係でお知らせしてきたということがあります。

それから、住民の方の意見を聞く場ということでは、市民懇談会を設置して意見を聞いてきましたし、例えば推進本部の報告書ができましたらホームペー

ジ活用とか、そういう経過はございます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 岩本議員。

1番【岩本博子】 衛生組合のほうとしての説明はわかったんですけども、その前提となる想定地を出してきた段階で、やっぱり東大和市さんが市民に対する説明なり何なりというのは、私は徹底して必要な部分だったんじゃないかなというふうには思っています。

それと、11月に出しました決議が、この予算審議の手前のところで、これがきちんと実行されて予算が出されてこなかったというのが、こちらの議員としては非常に残念だと思います。予算に関しては、私たち議員は非常に責任がある立場だと思いますので、前回出した決議について、速やかにきちんと進めていただければというふうに思っています。

以上です。

議長【石川庄太郎】 質問じゃなくてよろしいですね。

1番【岩本博子】 はい、意見です。

議長【石川庄太郎】 尾崎議員。

5番【尾崎利一】 今、周辺住民の皆さんの理解を得られるような案をつくるのが仕事だということでお話しされましたが、この間のここでの答弁とも若干私は食い違うのではないかと思うんです。陳情が出されて、その陳情では、それらの項目について、整わないまま計画を前に進めないでくださいという陳情でした。その陳情に基づいて、どのような努力をしたのかという質疑がこれまでも何回か積み重ねられていて、それに対して理解を得るために、こういう努力をしてきたという答弁もあったわけです。ですから、その陳情が出されてから、理解を得るための努力もしてきたわけです。問答無用で、とにかく基本構想案ができるのを待てと、それまで説明しないという態度ではなかったはず

なんです。そういう取り組みをやってきたけれども、理解が得られないという現状ではないのか、その問題が大きな背景ではないのかなということ、私は現状認識を伺っているわけです。もう一度答弁をお願いしたいと思います。

議長【石川庄太郎】 窪田助役。

助役【窪田治】 昨年の5月になりましょうか、議会のほうと理事者のほうには、推進本部会議を中心として検討してきた方針について、お示しをしたとおりでございます。それ以前の大きな課題として、大きく4点ぐらいあったと思います。その1つが、まず緑化の問題でございます。もともとの案では、地上緑化が地上で充足し切れない部分、これは都の条例では屋上でカバーしてもいいよという一定の比率が示されているわけでございますが、地上にあるべき緑を屋上に持っていくということは、これはもう条件クリアができないということのみずから証明しているようなものだろうと。ですから、地上緑化はあくまでも地上緑化の中できちっと充足すべきだということを研究課題として、これもクリアできたわけでございます。都条例を上回る地上緑地が確保できるようになったということがまず1点。

それから、待機車両でございますが、3市の収集車が一時的に集中して集まったときに、もとの案では3台ぐらいの車両しか入れなかったものを、そうすると路上待機ということになって、近隣にご迷惑をかけるということになります。これについてクリアをしなければいけないという、この大きな課題がございました。これも受付を施設の一番奥に置くことによって、19台ぐらいですか、たしか待機ができるということで、まずは路上駐車で待機をする車両はなくなるだろうという、これも解決ができたところでございます。

ただ、さらにこれが集中したときには、施設内に待機をする場所も設けて、まず路上で駐車をして順番を待つということで、近隣にご迷惑をおかけするということについては、これもその研究の中で解決ができたところでございます。

さらには、作業時間でございますが、夜間10時ごろまで作業をしないと追いつかないという、こういった課題もございました。これにつきましても、分別等についての工夫をすることによって、朝の8時から夕方5時ぐらいですが、いわゆる社会一般の常識の作業時間の中でクリアできると。夜間、音を立てて近隣にご迷惑をおかけするというようなこともなくなるということで、これもクリアできました。

さらには、梱包する際に化学物質が心配されるということが、これは住民の方々のお話にあったわけでございますが、これにつきましても、屋外作業を一切やらずに、全部室内作業をすることによって、そういった対策を立てやすい環境ができるということも確認したところでございまして、そういった基本的なところを全部クリアした上で、では、これをもとにして基本構想案に進もうではないかという、こういうところが昨年5月、6月の時点のお話でございまして、決してそういったいただいた宿題をそのまま棚上げにして、しゃにむに前へ進んでいくというようなことをしているわけではございませんで、先ほども申し上げましたとおり、これは近隣の方々のご理解を得なければできないわけでございますから、一つ一つご心配があれば、それをきちっと真摯にクリアをしていくということ、これを積み重ねてご理解をしていただく努力をしていくということでございまして、決して今議員さんが言われるような形で進めているわけではないということをご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 討論なしと認めます。

(「動議」の声あり)

議長【石川庄太郎】 尾崎議員。

5番【尾崎利一】 議案第5号 平成23年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算に対する修正動議を提出します。

(「賛成」の声あり)

議長【石川庄太郎】 ただいま、議案第5号に対し、修正案提出の動議があり、賛成の声もあります。

お諮りいたします。本動議のとおり決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 ご異議なしと認めます。

ここで、暫時休憩いたします。なお、休憩中に修正動議、修正案を配付いたさせます。

午前11時11分 休憩

午前11時14分 再開

議長【石川庄太郎】 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

修正案の趣旨説明を求めます。尾崎議員。

5番【尾崎利一】 今お配りいたしました議案第5号 平成23年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算に対する修正動議並びに修正案について、提案理由を述べさせていただきます。

まず、内容ですけれども、1ページめくっていただいて、修正案です。議案第5号 平成23年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算の一部を次のよ

うに修正するというものです。第1表、歳入歳出予算の一部を次のように改める。歳出について、塵芥処理場費、原案9億9,203万4,000円というものを、850万減らし修正金額としては9億8,353万4,000円にする。内容は、塵芥処理場建設費、原案金額870万円のを、850万円減額し20万円にする。そして、予備費を、原案1,800万円のを2,650万円、850万円増額するというものです。

右にいきます。歳入歳出予算事項別明細書です。総括、歳出の欄ですけれども、塵芥処理場費9億9,203万4,000円、これを9億8,353万4,000円にするというものです。予備費についても、原案1,800万円のを2,650万円にする。

2の歳出のところですが、塵芥処理場建設費870万円のうち、(仮称)3市共同資源化事業基本構想等の業務委託費850万円を減額し20万円にするというものです。この減額した850万円を予備費に回し、原案1,800万円のを、修正案2,650万円にするというものです。

理由についてですが、先ほどの補正予算でも明らかになったとおり、この3市共同資源化事業基本構想等業務委託をするに当たって、極めて不透明な状況にあるということで、これを予備費に回し、業務委託を行うというときには、議会にかけた上で執行するようにすべきだということです。

以上です。

議長【石川庄太郎】 趣旨説明は終わりました。

質疑に入ります。田代議員。

11番【田代芳久】 ちょっとお聞きしたいんですけど、結果って一言で言うと、3市共同資源化事業を推進しないのか。要するに、予備費に持っていくということは、つまりそういうことになると思いますけど、その点どう考えていられるのか。特にこの問題は、前回も言いましたけど、はっきり言って東

大和市さんの問題なんです。その東大和市さんの議員さんでいられます方がそういうことをやるということは、話を戻しますけど、3市共同化事業は推進しないと、それでよろしいのか、お聞かせください。

議長【石川庄太郎】 尾崎議員。

5番【尾崎利一】 先ほどご説明しましたように、これが不透明な状況にあるので予備費に繰り入れるということであって、これをやるというときには、議会にかけた上で執行すべきだという提案理由です。

議長【石川庄太郎】 田代議員。

11番【田代芳久】 議会にかける前に、まず自分たちのことをはっきり、代案でも何でもいいから出していただいて、ただ反対だ、反対だ、2回も繰り返しているから、今度は3回目だと。出すから繰り返すのだと、先ほどちょっと雑談的に言いましたけど、そうではなくて、それでは東大和市さんは次に何を考えているのか。いわゆる代案を示して議会でやるとか、そういうお考えはございませんか。

議長【石川庄太郎】 尾崎議員。

5番【尾崎利一】 それについては、11月議会で、3市での速やかな協議に入るべきだという決議も提案しました。それは、ただほっておくという立場ではなく、問題を解決すべきであるという立場から出したものです。

以上です。

議長【石川庄太郎】 田代議員。

11番【田代芳久】 済みません、しつこいですが、では、その結果を教えてください。

議長【石川庄太郎】 尾崎議員。

5番【尾崎利一】 3市間の速やかな協議については、まだ始まっていないというふうに私は認識しています。

議長【石川庄太郎】 田代議員。

11番【田代芳久】 それに対しても、管理者なり、理事者なり、市長に対して、また議会に対して、臨時議会を開くとか、例えば何か委員会に付託するとか、そういう行動はとっていませんか。

議長【石川庄太郎】 尾崎議員。

5番【尾崎利一】 11月の議会で提出して、東大和市長が12月27日に場を設定して、それが整わなかったというのが現状だと思うんです。これについて、私にさらに何をすべきなのかという、こういうことをやったらいいんじゃないかという提案があったらぜひ実行したいとは思いますが、私の立場で、現状では問題解決のために提案すべきことは提案をしていると、そういうふうに考えています。

議長【石川庄太郎】 藤原議員。

4番【藤原哲重】 質問が同じようなことになるかなと思うんですが、確かに、予算の修正案ということで、言っていることはわかりますけれども、もともとが、やろうという意思で既に来ているわけですね。予算をつくるということは、予備費というのは何でも使えるお金です。予算書に書いてあるということは、3市の理事者が合意をして、行こうよという前提で、行こうよと言った後に調整すべきことがまた出てきたとか、そういう問題でずれていくのは、それはしょうがないとしても、意思としては予算書をつくっているわけですから、その3市の理事者が合意をして、この予算書をつくらうということで理解したものを、我々議員が、先ほど田代議員が言われたように、議会として、議員としてどうあるべきか、どうするべきかという意思がなくて、それを修正案で出すということはちょっとおかしいと思うんですが、逆に言うと、東大和市さんは、この修正案で、予備費に入れるということは、もうやらなくていいよという意味なんですか、その辺を聞きたいのです。

議長【石川庄太郎】 尾崎議員。

5番【尾崎利一】 そうではないということで何回か答弁していると思いますが、そういうことではありません。

議長【石川庄太郎】 藤原議員。

4番【藤原哲重】 いや、そうではないということで。予算書の作り方は、東大和市でもそうでしょうけれども、修正案を出すということは、よほどのことだと思っんですね。基本的には、例えば道路計画を立て、道路設計、都市計画をしたいというときに、これだけの予算をつくれますよ、だけど都市計画の手続が遅れていて補正をかけるというのにはあり得るわけです。場合によっては債務負担行為というのもあるわけでしょう。そういった中で、予算書を理事者がつくったわけです。3市の理事者がね。それを修正案で議会がするというのには、それなりの代案がなく、では必ずこの3市共同資源化事業は4月以降進めてくださいねということをやっているわけでしょう。それは進めないでいいですよということと同じですよ。それに対してきちんとした説明をしてください。

議長【石川庄太郎】 尾崎議員。

5番【尾崎利一】 提案理由で言いましたけれども、現状が不透明で、3市間の協議も始まっていないという状況の中であるということが1点です。

それからもう1点は、住民の理解が得られないでこれを前に進めないでほしいという陳情が東大和市議会では採択をされ、衛生組合議会でも趣旨採択されているということを踏まえての提案です。

議長【石川庄太郎】 立花議員。

3番【立花隆一】 ちょっと整理する意味で言いますが、結局、3回も同じことを繰り返していくということは、当然議員がその提出者の責任を問われるわけですね。三方が東大和市出身の議員さんであるということも踏まえた上

で、であるならばできないと。できないならば、東大和市さんが、先ほども申し上げましたけど、違う方法でごみ減量できるのだと、そういうことにつながってくる話ですね。そういう提案をしていかないと、修正しました、予備費に組み替えてくださいという話だけの問題ではないんですよ。ですから、東大和市さんができないと。だったら3市の中で、どういう方法ならできるか、こういう方法ならできるのではないですかという提案をあわせてしない限り、この話は決着しません。ですから、それだけ重い修正であるという認識はあるのですか、そのちょっと確認です。

議長【石川庄太郎】 尾崎議員。

5番【尾崎利一】 冒頭というか、同じようなことで質問されていますけれども、3市での共同事業を進めようということを否定する立場ではないということですか。

それから、提案理由については、この基本構想案、業務委託について、二度にわたって予算が提案され、これが皆減されると。今現在も不透明な状況にあるということ踏まえて、予備費に回すべきだという提案を行うと。

議長【石川庄太郎】 立花議員。

3番【立花隆一】 では、もうこれは平行線になるので申し上げるけど、要するに3市共同は進めるべき、けど東大和市さんの今の現状ではできませんということであれば、それを出した本人が代案を出し、代案の場所があるのかないのか。ないのなら、そもそも3市共同資源化というのはどういう形なのか。では、武蔵村山市さんで持ってください、小平市さんで持ってください、こういう話になるのかどうか。そこまで突き詰めた話をしない限り責任をとった姿にはなりませんし、理事者だけの責任ではなく、我々議員にかぶさってくる問題であるということの認識を持っていただいて、そういう発言なり、提出をしていただきたいというのが、我々在住の市のあり方なんですよ。ですから、そ

うじゃないと議論にならないのです。ですから、この1年間は理事者だけの問題ではなく、四者の協議だけではなく、議員もこの協議をしていかないと責任をとった姿にはなりません。苦勞している東大和市さんはわかるけれども、小平市さんだって応分の負担をしているわけですよ。その負担のあり方がどうなのかと、そこまで突き詰めていく議論になっていくのです。ですから、もしそこまでおっしゃるなら、この1年間に議会で侃々諤々の議論をしていかないとだめだというふうに思います。これは意見です。

議長【石川庄太郎】 ほかに質疑はございませんか。須藤議員。

12番【須藤博】 意見ですけれども、我々議員は、あえて我々と申しますけれども、これについて東大和市さんが、東大和市の議会がどうだこうだということは、正式に何の説明も受けておりません。そういう意味で、理事者側から出てきた予算については、これはこのとおり受けとめるしかないというふうに感じております。それについて、東大和市さんが、自分のところの議会なり、事情なりに基づいてこれを修正しようというのはわかるんですが、我々から見ると、それはスタンドプレーに見えます。そういう意味で、組合議会の流れとして、この修正案には納得できないという部分がございます。

以上です。

議長【石川庄太郎】 質疑を終了することにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 討論なしと認めます。

直ちに採決いたします。日程第6 議案第4号から先に採決いたします。議案第4号 平成23年度における小平・村山・大和衛生組合を組織する市の分

担金額について、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長【石川庄太郎】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第5号 平成23年度小平・村山・大和衛生組合一般会計予算の採決を行います。

初めに、修正案について採決いたします。修正案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長【石川庄太郎】 挙手少数。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決をいたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長【石川庄太郎】 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 陳情第11号 <3市共同資源化事業の推進について(報告)/平成22年4月>について、理事者の合意・意思確認を行う理事者会の開催についての陳情

議長【石川庄太郎】 次に、日程第8、陳情第11号 3市共同資源化事業の推進について(報告)/平成22年4月について、理事者の合意・意思確認を行う理事者会の開催についての陳情を議題といたします。

本案は、昨年11月16日に当組合議会に提出され、受理したものでございます。陳情内容につきましては、お手元の陳情第11号のとおりでございます。

陳情の要旨を朗読させます。藤野総務課長。

総務課長【藤野信一】 それでは、陳情第11号について朗読いたします。

件名、3市共同資源化事業の推進について（報告）/平成22年4月について、理事者の合意・意思確認を行う理事者会の開催についての陳情。

提出者、東大和市桜が丘2-223-1、廃プラ処理施設から健康と環境を守る会世話役・山崎武様。

要旨。衛生組合は平成21年5月17日守る会主催・桜が丘市民説明会、平成22年2月3日、中島町一番地への説明会で行った今後の予定についての回答及び過去の議事録に記載があることを反故にすることなく、推進本部がまとめた報告についての、理事者の意思確認を行うための理事者会を早急に開くこと。

以上です。

議長【石川庄太郎】 朗読が終わりました。

質疑に入ります。長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 まず、陳情の審査に入る前に、一言。市民からの陳情を受け付ける際の事務局の対応について申し上げたいと思います。まず1点、陳情内容が事務局と見解の相違があるので精査するとか、検討するとか言って受理をしようとしなかったこと、大問題だと思います。

2点目、陳情の扱い。陳情に対する資料の提出の取り扱い。今回、この資料については、添付資料がないようですけれども、説明では小平の陳情に倣うというようなことだったらしいですけれども、その辺が明らかになっておりません。これについての見解。

それから、この陳情提出について、さまざまな規定があるのであれば、きち

んとホームページなり何なり載せるべきです。その辺についてご説明をまずしてください。

議長【石川庄太郎】 藤野総務課長。

総務課長【藤野信一】 それでは、3点ほどご質問をいただきました。

まず、受理の拒否ということでございますが、組合の置かれている状況を説明いたしまして、確かに見解の相違はございましたけれども、受理はいたしてございます。

7番【長瀬りつ】 見解の相違があったからって受け付けないんですか。

総務課長【藤野信一】 受け付けないということではございません。

7番【長瀬りつ】 事務局の見解の相違ってあり得ないじゃないですか。

総務課長【藤野信一】 それから、資料の取り扱いの件でございますが、当組合は小平市の議会事務局等に準拠しており、イラスト等、そういった図面につきましては、陳情文書表には添付しないということを聞いております。

それから、陳情の取り扱いについての周知ですが、現在のところホームページ等載ってございませんが、このことにつきましては市民の皆さんのために、今後、研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 民主主義の根幹にかかわる重大な問題だというふうに思っています。見解の相違があるから精査するだの、検討するだの、そういう陳情の受け付け方ってありませんよ。小平市は今、陳情を受け付けていませんよね。請願ですよ。請願だから、そうすれば紹介議員が要るから、そこできちんと説明が得られるというふうなお考えのようですけれども、組合は陳情を受け付けています。まして、陳情者からの意見を聞く。前回のときには意見を聞く機会もありましたけれども、例えば聞く機会をカットするのであれば、今回のこ

の11号陳情については、ここにさまざま会議録が載っていますが、これらについて、資料として出していただければ、私たち陳情を審査する側としては、ある意味非常にわかりやすいわけです。これ、一つ一つ組合に出せとは言いませんでしたけれども、調べればわかることです。これらについて、資料添付の件についても、この後の地図の件もそうですけれど、例えば道路などの陳情の場合には、案内図があるとわかりやすいとかという話ですけれども、小平市さんにしてみれば、小平市はそうだけれども、組合は幾ら準拠していると言っても、組合には組合の考えがあるのだから、組合の考えのとおりにはやってほしいというふうなこともおっしゃっているわけです。であれば、やはりきちんと、検討するのではなく、陳情についてはこうじゃないと受け付けませんとか、見解の相違がある場合には受理できない場合がありますとか書くべきです。その辺についての取り扱いが非常に市民に対して不親切です。

例えば、この陳情文書表、これは組合で打ち直したものですよね。細かいことと言えば、漢字が一字抜けていたから書き直さないと受け付けないとか、どっちみち打ち直すのではないですか。だったら、そこで書き入れて判こを押せばいいことでしょう。受け付け方に非常に親切心を欠いていると思います。市民の立場に立っていません。その辺について、もう少しきちんと陳情の扱いについて考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長【石川庄太郎】 水口事務局長。

事務局長【水口篤】 陳情の件に関しまして、いろいろとご質問、厳しいご意見もいただきましたけれども、陳情につきましては、書式等整っているということであればお受けするということになりますので、やりとりの部分で失礼な部分があったということが今ありましたけれども、私どものほうは、陳情の中身についてどうこうというよりも、事実関係のあたりとか、あるいは書式のことですとか、そういったことで少しやりとりはあったということで聞いてお

りますけれども、決して市民の方の陳情を受け付けないとか、陳情はしてはいけないとか、そういうことはございませんので、今後、また意を持って対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

7番【長瀬りつ】 書式について、さまざまやりとりがあったのであれば、もうすぐできることですよ。ホームページなり何なり、きちんと載せればいいことですし、決めればいいことです。なので、早急に書式についての書き方がどうのこうのということであれば、こういうふうに書いてくださいという説明をきちんとするべきですよ。早急にやっていただきたいと思います。

それから、理事会の開催についての陳情なんですけれども、たしか2009年4月に陳情が審議されて、趣旨採択された審議の会議録の中で、ここには書いてありませんけれども、専門部会で検討し、さらに理事会でもう1回具体的な方向について合意を得ていくというふうな答弁の記載が会議録にあります。

つまり、ここで言いたいのは、5月17日に行われた理事会については、要するに推進本部の検討した結果の報告であって、合意を得る場ではないというふうな説明をさまざまこれまでの間されていますが、要するに、その場、その場で組合の答弁が違っているわけですよ。その辺について、もう一度推進本部がまとめた報告について、理事会の意思確認を行うための理事会というのを早急に開いていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長【石川庄太郎】 窪田助役。

助役【窪田治】 お答えいたします。

こういった大きな事業で、なおかつ単年度及び次年度とか、そういった短期で、決着のつく仕事ではない、まさに10年ぐらいの期間をもって、さらにはその先に焼却炉の建てかえという大きな仕事を抱える中で進めていく。こうい

ったものを、今、長瀬議員さんが言われるような細切れで、その都度合意、合意というようなことでやっていったのでは仕事が進まないわけでございます。そういった意味合いで、平成19年12月25日になろうかと思いますが、基本的なところでしっかりとした合意をしていただいているわけでございます。それも理事者合意ということだけではなくて、構成3市のそれぞれ自治体の意思としてそれを確認していただく。大きなそういった確認をして、今その事業は既に発進をしているわけでございます。だけれども、そこを、発進をしたから、その役割を担っている推進本部がどんどん進んでいっていいのかということにはなりません。

したがいまして、そういった節目、節目にはきちっと議会にも報告させていただきまし、当然理事者会にも報告をさせていただくということでございます。そういったことで、昨年の5月の検討結果がまとまった段階におきましては、理事者会に報告をさせていただいたと。そこでご意見があれば、当然のことながら、ご意見を承ると。一方通行で、報告だけで終わるとい、そういう内容ではございません。そういった中で、その内容についての特段のご意見、規定等があるわけではございませんので、その内容についてはお認めをいただいたという認識で、次のステップに向けたということでございます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 理事者会の設置の根拠を教えてください。

それから、「えんとつ」地域版ナンバー29に会議録が載っています。計画課がそこで説明しています。「3月末までには一定の事業方針を決定したいと考えている。そこで組織市3市と衛生組合の4団体で合意がなされれば、4月以降に具体的な計画づくりに入っていきたいと考えているので、よろしく願います」という会議録が載っています。つまり、こういうところで一つ一つ合意

という言葉が出てくるわけです。それが、ここへ来て、5月17日の理事会では組合の説明が報告に変わっているわけです。そのことを伺っています。

まず、理事会会の設置の根拠を教えてください。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 理事会会の根拠ということでありまして、組合でこれまで開いてきた理事会会について、具体的な規定等はありません。重要な事項を決定するとか、予算についてどうするとか、議会の扱い、それらについて理事会会を随時開いていくと、そういう状況であります。

7番【長瀬りつ】 設置の根拠がないのだ。理事会会の設置の根拠がない。

議長【石川庄太郎】 ほかに質疑はございませんか。尾崎議員。

5番【尾崎利一】 この陳情理由に書かれているんですけども、ここには、これまでの説明の中で、もしくは会議録等の中で、理事会会で合意を図って、その上で前に進むのだということが記載をされている、もしくは衛生組合から説明がされているのだから、それをやってくださいという陳情のように受け取っているんですけども、そういう説明を行っていないのか、いるのか伺いたいと思うんですが。これまでですね。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 3市共同資源化事業につきましては、組合助役や3市の副市長などで構成する3市共同資源化推進本部の検討結果が昨年の4月にまとめまして、推進本部の報告の内容につきましては、平成19年12月の理事会合意と、組織市市長への報告に沿った内容になってございます。この推進本部の検討結果のまとめにつきましては、要綱に基づきまして、組織市3市の市長、組合管理者に報告し、ご理解を得ていると事務局では考えております。

事業の検討に当たっては、その都度合意形成を図りながら進めてきたという状況でございます。

以上であります。

議長【石川庄太郎】 尾崎議員。

5番【尾崎利一】 今、私の伺ったことに答弁ないと思うんですけども、要するに、これまでの住民への説明で、前に進むに当たって、理事者会での合意を得た上で進めるのだという説明をしてきているのかどうなのかという点を伺っているんですが。これはその説明に基づく陳情ですよ。事実の問題です。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 まず、陳情書に書いてあります、例えば守る会主催、それから桜が丘市民説明会でのこちらの回答内容としましては、先ほどもありましたけれども、推進本部で一定の方向性をまとめることになり、その後、3市の市長による理事者会で3市共同資源化事業の具体的な内容を確認し、その合意ができれば具体的な構想づくりに入っていき、そのようなことを述べている状況がございます。

それから次に、例えば平成21年9月11日の21年5回の3市共同資源化推進本部専門部会の合同部会の会議録での答弁では、推進本部での一定の結論が出なければ、理事者の判断もできないため、専門部会の検討のまとめは、それほど時間はかけられないとか、それから、平成21年7月29日の合同部会での報告書の最終案では、3市共同資源化事業を段階的に構想、計画と具体化していくためには、目標や目標年次等の基本事項について3市の合意が必要である、そのような内容になっている状況です。

以上です。

議長【石川庄太郎】 尾崎議員。

5番【尾崎利一】 その回答については、こう回答したけど、間違っていたということでないのであれば、そういうことで陳情に記されているとおり、意思確認を行う理事者会を開催すればいいということになると思うんですが、そ

の点について、もう一度伺います。

議長【石川庄太郎】 窪田助役。

助役【窪田治】 先ほど来申し上げていることですが、平成19年12月に理事者合意ができています。それはそのときだけの理事者合意ではございませんので、この理事者合意に反するようなご意見が出たり、方向性が出てくれば、それはその時点でまた新たな合意というのは必要になってくよいかと思いますが、昨年のその検討結果を報告させていただき、そういった中で、平成19年12月の理事者合意に沿って報告をさせていただいて、それを承認いただいているわけですから、それはとりもなおさず平成19年12月の理事者合意が変更になっているということではございませんので、尾崎議員さんがそのところで合意という言葉を使うということであれば、それはもうとりもなおさず、その時点でまた合意があったというふうに拡大解釈することもできますが、一々そういった形で合意、合意というような、平成19年12月の理事者合意というようなことを、その段階、段階でその都度やっていくというようなことではないということは、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 尾崎議員。

5番【尾崎利一】 私は、例えば住民の説明会の場に居合わせたわけではありませんけれども、こういう質問が出るときの、どういう中でこの質問が出たかということを考えると、それは一つ一つ段階を踏んでいくのですね、ちゃんときちっと一つ一つ合意を踏んで前に進んでいくのですねという趣旨での質問なわけです。それに対して、そうですよという回答をしているわけです。いや、その趣旨は平成19年12月の理事者合意があるのだからそれなんだというふうに言っても、それはそのときの質問された方と、それに沿った回答をさ

れた内容と食い違うのではないかと、ちょっと乱暴なんじゃないかと思うんです。

ですから私は、そういう質問がされ、つまり一つ一つ段階を踏んでいくのですねという質問がされ、そうですという回答をされているわけですから、それについて、そのとおり進めていただくという陳情は道理があるのかなと思って
いるんですけれども、そういうことじゃないのでしょうか。

議長【石川庄太郎】 窪田助役。

助役【窪田治】 これ、理事者に報告しないで、推進本部会議で方針をまとめて、その方針をもとにして次の基本構想案の作成の段階に移るということであれば、それは尾崎議員さんの言われるとおりだろうというふうに思います。その時点で理事会を開いて、その中できちっと報告をさせていただいている。そういった中で、特段のご意見がないということは、その時点で平成19年12月の理事者合意に沿って進められているということを確認していただいたということでございますので、それは、この陳情に言われるような理事者合意という言葉を使うということであれば、それはそこでまたきちっとした合意があったというふうに解釈をしているところでございます。この陳情の内容を無視したような進め方をいたしているというような認識はございません。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 質疑を終了することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「あり」の声あり)

議長【石川庄太郎】 それでは、反対討論からお願いします。藤原議員。

4番【藤原哲重】 反対の討論をさせていただきます。

本来、理事会というのは、3市の市長、それぞれの首長の判断のその下に、

衛生組合の理事者としての立場があると思います。そういった意味で、先ほど来から助役が言われましたように、理事者会では既に合意がされて、それに沿って淡々としているわけですので、何ら新たに理事者会をこのために開く必要は全くないし、もし開くということであれば、理事者会に4団体としてどうするべきか、3市の市長としてどうするべきかということを別な場で首長同士が話し合う場が必要だというふうに思いますが、この陳情については、そういった面では、理事者会ということであれば、もう既に理事者合意がされておりますので、必要がないということで、反対討論とさせていただきます。

議長【石川庄太郎】 長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 陳情第11号について、賛成の討論をいたします。

これまでの間、組合は、ここに書かれているだけでも会議録などで6回、また、ここに書かれていないものについても、これまで市民に対する説明の中で、一定のまとめをして3市の市長による理事者での合意ができれば具体的な構想づくりに入るというふうな説明を繰り返し、繰り返ししてきているにもかかわらず、昨年の5月13日の理事者会においては、そのような意思確認・合意を経ずこの事業を進めようとしているわけですので、このことについて、当然これまでの間、理事者合意を得て事業を進めていくというふうな組合の説明に従って、この件についてはもう一度きちんと理事者会を開いて意思確認、あるいは合意を得る努力をするべきだというふうに思います。この陳情に賛成いたします。

議長【石川庄太郎】 直ちに採決いたします。日程第8、陳情第11号 3市共同資源化事業の推進について（報告）/平成22年4月について、理事者の合意・意思確認を行う理事者会の開催についての陳情、本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長【石川庄太郎】 挙手少数。したがって、本陳情は不採択とすることに決しました。

日程第9 陳情第12号 広報誌「えんとつ／ 27」掲載 地図の誤りについての陳情

議長【石川庄太郎】 日程第9、陳情第12号 広報誌「えんとつ／ 27」掲載地図の誤りについての陳情を議題といたします。

本案は、昨年11月16日に当組合議会に提出され、受理したものでございます。陳情内容につきましては、お手元の陳情第12号のとおりでございます。

陳情の要旨を朗読させます。藤野総務課長。

総務課長【藤野信一】 陳情第12号、件名、広報誌「えんとつ／ 27」掲載地図の誤りについての陳情。

提出者、東大和市桜が丘2-142-20-307、廃プラ処理施設から健康と環境を守る会世話役・森口恵美子様。

要旨です。新たな施設建設の整備内容まで記載した広報紙の地図において、その立地条件の判断にもなる施設位置が著しく間違っているため、謝罪文の掲載と正しい地図での訂正版の交付をお願いいたします。

以上です。

議長【石川庄太郎】 朗読が終わりました。

質疑に入ります。岩本議員。

1番【岩本博子】 まず、先ほども長瀬議員のほうからご指摘がありましたけれども、陳情の件については、やはり市民の方の利便性とか意思というものを尊重した取り扱いを今後きちんとしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それと、この陳情文が今回提案に上がっていますが、これが配付されたのが昨日ということで、私たち議員として判断するのに、前日配付というのは時期的にどうかなという、これは通常の議会だとあり得ないことだなというふうに思っておりますけれども、きのう配付になったこの理由というのを伺いたいと思います。

それから、この議案については、「えんとつ / 27」ということですが、先ほど長瀬議員のほうからも資料のことがありましたけど、それは自分たちで準備すべきものかもしれないですけれども、当該の件名になっているこの「えんとつ / 27」やはりここで資料として配付すべきものだったのではないかなというふうに思います。

その上で質問をさせていただきますけれども、この「えんとつ」の地図については、私も実際に見ましたけれども、この地図そのものが、掲載地図の縮尺計算などという文言が並んでいますけれども、そもそも正確性というところでは、私の認識では、わりとイメージ図のような形の地図ではなかったかなというふうに思いますが、その辺のご認識を伺えればと思います。

それから、イメージ図にしても、文章を見ますと、位置的なところではちょっと問題があったかなというふうに私も思います。これに関しては、例えばホームページなどで、こういった陳情が出されたことも踏まえて、この地図についての説明みたいなものを出すことはできるのではないかなと思いますけれども、そのこのところを伺えればと思います。

その訂正版云々ということになりますと、費用もかかたりしますので、そこまでするかどうかというのは、私もちょっとそのこのところは疑問がありますけれども、例えばホームページで修正をしたりとか、今後、こういったものを出すときには、この陳情を配慮して、きちんとそれに近い内容のもので地図をつくるべきだと思いますけれども、そのあたりのご認識を伺えればと思います。

以上です。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 今回の広報「えんとつ」の地図は、今ありましたとおり、あくまでもごみ処理の現状のイメージ図であり、3市の清掃関係施設等のおおよその位置を示したもので、3市の行政区域を含め正確な位置を示しているものではないです。

それから、今後、こういうことがありますので、広報等で位置を示す場合には、イメージ図ではなく地図を使い、より正確な位置を示していきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

議長【石川庄太郎】 岩本議員。

1番【岩本博子】 答弁漏れなんですけど、1点、配付がこの時期になったことについて、そのところを伺えればと思います。

議長【石川庄太郎】 水口事務局長。

事務局長【水口篤】 陳情につきましては、陳情をいただいた後、正副議長会を開催しまして、取り扱いを協議することになってございます。正副議長会が2回開催されたわけですけれども、取り扱いについて、2回目を14日に開催した経過がございましたので、配付がおくれたというか、配付がその後になったという状況でございますが、通常、告示のときに正副議長会ではっきり終わっておればお配りできたという状況もございますので、今後につきましては、そのあたりについては遺漏のないように対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 岩本議員。

1番【岩本博子】 議案の配付については、事情は今ご説明がありましたけれども、やはりきちんとした期間をもって私たちもこれについて検討する必要

がありますので、ぜひ配付についてはきちんと日程をもって配付していただければと思います。これは要望で結構です。

それと、地図の部分についてですけれども、あくまでイメージ図ということで、そのことは理解できますけれども、ただ、今非常に問題になっているところでもありますので、今後は正確にということですが、きちんと正確な地図を載せていただければというふうに思います。要望で結構です。

議長【石川庄太郎】 粕谷議員。

6番【粕谷久美子】 この陳情の要旨のほうにありますが、私たち組合議員が申し入れし、10月29日付の組合ホームページにアップするまでの間、組合の中では、このことに関して何か内容的なものを話し合うようなことってあったのかどうか、その辺をちょっと教えていただきたいのですが。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 この件については、広報を担当する計画課、それから事務局会議等で、この件についての話し合いもいたしました。そういう意味では、先ほどもお答えさせていただきましたけれども、今後については、イメージ図ではなくて、正確な地図を使って示していく必要があるというようなことになっております。

以上であります。

議長【石川庄太郎】 粕谷議員。

6番【粕谷久美子】 そのときに、広報とか事務局会議でも今後に対する対応というのを話し合われたかと思うんですが、本陳情者の心情からすれば、ミリ単位が大きな意味があるというふうに私は思っているんですが、悪意はないにしても、丁寧な対応というのはほんとうに必要なというふうに思っていて、ホームページ上での訂正など、できる限りすべきだというふうに思っているんですが、そういったところの対応というのはできないものなのかどうか、

その辺についてお伺いします。

議長【石川庄太郎】 水口事務局長。

事務局長【水口篤】 修正のお話、何度かいただいておりますけれども、繰り返しになりますけれども、こちらの事業の中身についてはもともとの市域の図もイメージ図ということで、現況の地図とはちょっと違ってございまして、その地図に落とした場所ということですので、イメージということで、このあたりということでお載せしたわけでございます。近くにいらっしゃる、あるいはこの件について関心を大変持っていらっしゃる方もいらっしゃるわけでございますので、そういった意味では、次回、またお出しする機会がある場合には、正確な地図に正確な場所を落とすということで対応させていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 しつこいようですが、7月5日に私たち派遣議員で事務局に伺いました。それで、この地図の間違いについてお話をして、今伺ったようなお話は何っております。その後、ホームページに、10月29日ですよ。直すのに、例えば訂正文を載せようとか、地図に間違いがありましたとか、4カ月近く期間があったわけですが、足りなかったのでしょうか。訂正の掲載文を載せるとか、そういうふうなことが、ホームページに載せるのに、この3カ月という期間では間に合わなかったから、このままの地図を載せたということになるのでしょうか。

議長【石川庄太郎】 水口事務局長。

事務局長【水口篤】 ホームページの件でございますけれども、全戸配付をさせていただいたものと、本来は時間を置かずにホームページに載せるべきものだったという認識が少し外れてございまして、何カ月か後になってしまったわ

けですけれども、ホームページにお出ししたものについて、修正ということについては、配付したものと同じものですので、ここについては特に修正ということは考えてございませんでした。ただ、先ほどの繰り返しになりますけれども、いろいろ注目をされている事業でございますので、今後、正しい地図で正しい位置に落とすというのは、対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 尾崎議員。

5番【尾崎利一】 今の地図そのものについてはイメージ図であるということ。ただ、今の状況を考えれば、もう少し慎重な対応が必要だったのではないかと。今後については、正確な地図で対応したいということがありました。これまでの質疑でも、謝罪文の掲載云々ということは別にして、そういう点での慎重な対応はすべきだというご質疑だったのではないかと思います。その点で、趣旨採択とすべきというふうに考えますが。

議長【石川庄太郎】 ただいま尾崎議員から、趣旨採択したらどうかとの声がありました。藤原議員。

4番【藤原哲重】 もう既に、先ほどから我が小平のほうからは、イメージということで、私がいるところからも広報にはイメージということで当然書いておりますし、その1ミリ違う、2ミリ違うということは、もともとイメージということで判断はしておりませんので、それは各市の、例えば東大和市さんの広報、要するに何かの案内パンフレットで、完全版というのと、それから大体この辺だよという部分が非常にあいまいになっているはずですよ。そういう面ではイメージ図として出している。今までもそうしてきましたので、こういうことが出た段階で、できるだけ正確を期すという。例えばイメージ図ですよというふうに言葉を入れるか、そういったことの対応は必要だと思いますけれども、この陳情に対しては採決をしていただきたいと思います。

議長【石川庄太郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 討論なしと認めます。

直ちに採決いたします。日程第9、陳情第12号 広報誌「えんとつ / 27」掲載地図の誤りについての陳情、本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長【石川庄太郎】 挙手少数。したがって、本陳情は不採択とすることに決しました。

日程第10 陳情第13号 衛生組合における焼却炉の周辺住民についての情報格差の是正についての陳情

議長【石川庄太郎】 日程第10、陳情第13号、件名、衛生組合における焼却炉の周辺住民についての情報格差の是正についての陳情を議題といたします。

本案は、昨年12月3日に当組合議会に提出され、受理したものでございます。陳情内容につきましては、お手元の陳情第13号のとおりでございます。

陳情の要旨を朗読させます。藤野総務課長。

総務課長【藤野信一】 陳情第13号、件名、衛生組合における焼却炉の周辺住民についての情報格差の是正についての陳情。提出者、東大和市桜が丘1-1429-3、東大和市民オンブズマン代表・床鍋義博様外1名。

要旨です。衛生組合は、焼却炉の周辺住民として扱う小平・立川市民と、そ

の周辺住民として扱われない東大和市民との情報格差を是正し、当該東大和市民を焼却炉地域住民として同様に扱うこと。

以上です。

議長【石川庄太郎】 朗読が終わりました。

質疑に入ります。田代議員。

11番【田代芳久】 ごもったもなんですけど、よくわからないのは、例えば武蔵村山市は1キロ内に入らないために、武蔵村山市には地域版が配付されないと理解していいですか。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 地域版の配付範囲でございますけれども、組合では連絡協議会という組織がありまして、その組織に加入している区域に配ってございます。具体的には、組合敷地中心から半径200メートルの範囲の自治会になります。

それから、この200メートルとか、情報提供を図る地域住民の範囲ということでもありますけれども、これは平成9年7月に組合内部で決めておりまして、先ほど申し上げました組合敷地中心から半径200メートルの範囲と、それから小平市の市道第A-1号線、これは松の木通りと言いまして、このA-1号線を生活道としていられる範囲の住民に位置づけられているという、そういう状況でございます。

議長【石川庄太郎】 田代議員。

11番【田代芳久】 陳情に地域格差とあったから、武蔵村山市も地域格差されているのかと思った。立川市も入っているので、ちょっとお聞きしたので。済みません、わかりました。

議長【石川庄太郎】 ご意見でよろしいですか。

11番【田代芳久】 はい、結構です。

議長【石川庄太郎】 立花議員。

3番【立花隆一】 今、ちょっとお聞きました。ある面、ごもっともなところで、当事者間には必要なんだというふうに思うんですが、その半径200メートルというのは、東大和市さんに関してはどのぐらいのエリアになるのか。それと、この基準になっているのかどうか。例えば、求めに応じてもう少し緩やかに当事者間にはお配りしようという意思があるのかないのか、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 組合敷地中心から200メートルを東大和市側に測定しますと、線路のすぐ北側、桜が丘3丁目の東京都水道局東大和給水所まででありまして、自治会等はない状況でございます。

それから、今後のことでご質問がありましたけれども、連絡協議会の会議の内容というのは、先ほども申し上げましたけれども、広報「えんとつ」の地域版でお知らせしておりますけれども、この内容をなるべくオープンなものとするため、新年度以降はホームページに掲載するようなことも考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長【石川庄太郎】 立花議員。

3番【立花隆一】 できれば配っていただいたほうがいいというふうに思います。ですから、逆に半径200メートルを住宅に当てはめていって、200メートルがどうなのかという考え方があってもいいのかなというふうに思うんです。特に3市共同は、3市でやろうという意思があるわけですから、当事者にかかわるようなところにはお配りいただくのがいいのですが、ただ費用面はどうなんでしょうか。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 組合もかかわっております3市共同資源化事業とか、あとは工場の操業に伴う排ガスの関係等、広く住民に知らせる内容がありますので、それらは全域版を使って周知をしているという状況でありまして、この全域版と地域版の大きな違いは、連絡協議会の会議内容、会議録をまず載せるということ、それから、最近では一番関心のある足湯のアダプト活動の状況、それらをメインに載せているという状況でございます。

以上です。

議長【石川庄太郎】 立花議員。

3番【立花隆一】 要するに、あくまでも地域版のことを想定しているんですよ。ですから、それに対して、例えば当事者間の、あそこの周りの方、基準はこれからつくるとしても、そういうところに配付した場合、どれだけの費用を想定されているんですかというふうに聞いているのです。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 その地域版をどの範囲に配るかということがあると思います。例えば、先ほど言いましたけれども、200メートルの範囲には入ってございませんので、それを例えば1キロまで増やすとか、そういうことによって配付の範囲が異なってきますので、今現在、具体的な経費、どのくらいかかるかというのは、持ち合わせていない状況です。

以上です。

議長【石川庄太郎】 尾崎議員。

5番【尾崎利一】 ここでは情報格差ということで、「えんとつ」の地域版の配付のことで言われているようですけども、新たな基準をつくるということも検討するということでしたが、同時に、例えば東京ユニオンカーデンの方が当該東大和市民を同様に扱ってほしいということ言われているわけですから、まず希望されているところに配付したり、もしくは理事会にその住民の分を

お渡しして協力をしてもらって、住民の皆さんに配付してもらおうというような、当面そういうことも含めてできるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長【石川庄太郎】 水口事務局長。

事務局長【水口篤】 地域住民の方とのいろいろな合意形成を進める上で、情報格差があってはならないということは、そのとおりだと思います。組合の情報につきましては、全域に情報誌をお配りするとか、あるいは組合のいろいろな情報を別の冊子でつくるとか、環境への影響の多い、可能性のあるような測定値の公表ですとか、いろいろなことをやっているわけでございます。地域版について、どこまでというのは、これは一定のどこかでエリアを設けませんか、経費のほうも、全域版で配ると1回90万ぐらいかかっていますので、今の組合の考え方といたしますと、配付は現状のところで行いたいと思っておりますけれども、あわせて、全域版をホームページにお載せすると同時に地域版もホームページのほうにお載せするというようなことで対応したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 情報の提供という意味では、昨年2月の定例会の中でも事務局長は、住民の方々のご理解を得るように最大限努力をして情報の提供に努めていきたいと思っているというふうな答弁とか、また、一般会計予算の説明の中で、管理者は、情報提供を通して開かれた組合運営に努め、施設周辺地域住民の皆さんをはじめ、管内市民とのより深い信頼関係を構築してまいりますというふうに説明をされているわけですので、要望がある地域に対しては地域版といえどもきちんと配付をするべきだろうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長【石川庄太郎】 水口事務局長。

事務局長【水口篤】 情報格差を、どこの地域がどうということでは、広く周知しているか、ということについては、議員がおっしゃられたとおり、広く周知していかなければいけないというのは、そのとおりだと思っております。どういうものを、どういう媒体で、どこまで周知していくかということにつきましては、お伝えする内容もありますし、それから費用のこともございますので、できるだけ周知はさせていただきたいと思っておりますけれども、いろいろな媒体がございますので、一定の制約の中で周知をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 ダイオキシンの調査の範囲1キロというふうにしますと、立川と小平と東大和と、そこの敷地面積が一番影響があるのは東大和市です。地域的にね。面積的に言えば。そういう意味も含めて、東大和市の桜が丘については、どのような情報であっても、より分けることなくきちんと情報を伝えていくべきだというふうに思いますので、今後も組合としてきちんとその辺については考えていただきたいと思います。意見でいいです。

議長【石川庄太郎】 要望でいいですか。

7番【長瀬りつ】 はい。

議長【石川庄太郎】 立花議員。

3番【立花隆一】 1点、済みません。もし基準がつかれないようであれば、今ちょっと尾崎議員のほうからお話がありましたけど、例えば自治会という組織があるところにはある程度の数を持っていくとか、そうすればそんなお金はかからないですから。印刷の枚数を増やすことだけでいいわけです。基準も変わらなければ、それでいいのではないかと思うんですけど、そういうことは

できないですか。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 今ございましたとおり、自治会等からのご要望を受け、その自治会等に配付をするということが十分可能でありますので、そのような対応を考えていきたいと思っております。

議長【石川庄太郎】 岩本議員。

1番【岩本博子】 インターネットで情報を公開するということは、もちろんそれはすぐやっていただきたいと思いますが、電子媒体だけではなくて、やはり情報を市民に広く周知するという意味では、そういった要望が出ているわけですので、今、立花議員からもご提案がありましたけれども、いろいろな方法が考えられると思うんですね。ですから、できないのではなく、どうしたらできるかという、そういった発想で、ぜひ一歩でも二歩でも進めるような形でやっていただければと思います。意見です。

議長【石川庄太郎】 要望でよろしいですね。

1番【岩本博子】 はい。

議長【石川庄太郎】 質疑を終了することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 討論なしと認めます。

直ちに採決いたします。日程第10、陳情第13号 衛生組合における焼却炉の周辺住民についての情報格差の是正についての陳情、本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長【石川庄太郎】 挙手全員。したがって、本陳情は採択することに決しました。

日程第 1 1 陳情第 1 4 号 生ごみの減量・資源化に関する 陳情

議長【石川庄太郎】 日程第 1 1、陳情第 1 4 号、件名、生ごみの減量・資源化に関する陳情を議題といたします。

本案は、本年 1 月 2 4 日に当組合議会に提出され、受理したものでございます。陳情内容につきましては、お手元の陳情第 1 4 号のとおりでございます。

陳情の要旨を朗読させます。藤野総務課長。

総務課長【藤野信一】 陳情第 1 4 号 生ごみの減量・資源化に関する陳情。

提出者、小平市学園西町 1 - 6 - 3、三市ごみ連絡会代表・高梨孝輔様外 3 名。

要旨、生ごみ資源化のモデル事業の経験を生かし、各地の生ごみ減量・資源化事業を参考に、生ごみ減量・資源化の具体策を策定し、その実現に取り組んでください。

以上です。

議長【石川庄太郎】 朗読が終わりました。

質疑に入ります。岩本議員。

1 番【岩本博子】 小平は当該の議員なのでわかっていますけれども、それぞれの市の生ごみの資源化に対する取り組み状況というのが、もしおわかりになりましたらば伺えればと思います。

それから、こういった生ごみの資源化の取り組みをしている、衛生組合としてやっているようなところがあるのかどうか、伺えればと思います。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 生ごみの現状、それから資源化に対する各市の取り組みでありますけれども、例えば生ごみ処理機の補助とか、この辺は組織3市で取り組んでおります。

それから、堆肥化のモデル事業に対しては、小平市では、ご承知のとおり食物資源としてモデル事業を現在実施中であります。

それから、武蔵村山市では、平成21年10月1日から22年9月30日までモデル事業が実施されました。82世帯の方が参加されて、収集量としては7.175トンです。それから、剪定枝が3.72トン回収されたという、そのような状況でございます。

以上です。

議長【石川庄太郎】 岩本議員。

1番【岩本博子】 ほかの衛生組合で、埼玉のほうではやっているようなところがあるというのも聞いたんですけども、その辺の情報がもしおありだったら。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 他の衛生組合とか自治体の生ごみへの取り組みの詳細な状況は、組合のほうでは把握してございません。

以上です。

議長【石川庄太郎】 岩本議員。

1番【岩本博子】 ありがとうございます。こういった今回陳情が出たわけですけれども、それぞれの自治体でごみ減量への取り組みをまず進めていくというのが肝要だとは思いますが、衛生組合で取り組むということに対しての組合としての考え方について伺えればと思います。

議長【石川庄太郎】 窪田助役。

助役【窪田治】 生ごみの減量がごみ全体の減量に大きく影響するというこ

とは、私どもも認識いたしております。今、岩本議員さんがご紹介のとおり、小平市ではモデルケースを始めておりますし、その他、学校給食の第一次処理残渣のミックス堆肥化ですとか、さらには市民共同で事業を進めているというようなことで、モデル的には三通りの形で進めている、そういう状況もございます。武蔵村山さんにおきましても、そういった形で事業を進められているというところで、これは各市がそれぞれ鋭意努力している今段階でございますので、3市共同資源化事業に見ますように、3市が一つのことをやっていくということは、3市がまさに心を一つにしないと進んでいかない、こういった大事な事業でございますので、それぞれの市がそれぞれ位置づけて最大限努力をします。その結果として、3市共同でやっていったほうが効率的だとか何とかということに固い意思統一ができるのであれば、その時点で取り組むということによろしいのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 ほかに質疑はございませんか。長瀬議員。

7番【長瀬りつ】 この陳情の陳情理由にありますように、衛生組合が2007年3月に策定した3市共同資源化等に関する調査報告書、この中には将来ビジョンとシナリオによる目標が設定をされています。その中で、2016年度20%、2021年度30%というふうな設定がされているわけですが、これら目標に対しての組合の取り組みを伺わせてください。

議長【石川庄太郎】 市川計画課長。

計画課長【市川三紀男】 平成18年度に行った調査報告書は、組合でまとめましたけれども、これは組織市3市と組合の4団体で進めていく事業の方向性を示したものでありまして、その中で、3市全体で想定される削減効果が設定されているという状況でございます。ですので、今後、3市共同資源化事業について、例えば基本構想とか、国の交付金等にかかる地域計画を策定してい

く中では、生ごみ等の減量についても触れていくこととなりますので、その段階では3市との協議を進めていくという、そういう状況でございます。

以上です。

議長【石川庄太郎】 ほかに質疑はございませんか。尾崎議員。

5番【尾崎利一】 今のご説明、答弁をいただきましたけれども、生ごみの減量について、衛生組合だけということではなくて、3市と、そして衛生組合も、ここでも衛生組合が取り組みを促進するという表現もありますけれども、3市と衛生組合でこれらの目標の実現に向けて具体化を進めていくということでもいいかどうか、もう一度伺いたいと思います。

議長【石川庄太郎】 水口事務局長。

事務局長【水口篤】 先ほどの件でございますけれども、こちらで記載のあります調査報告書の件でございますけれども、3市と組合との協議の中で調査報告書が出ているわけございまして、この中の、先ほどの数値でございますがこれは3市が全体で、民間企業を入れればどのぐらい削減できるかとか、あるいは行政だけでやった場合にはどれぐらい削減できるかとか、そういう削減の効果を設定しているというところでございます。

この3市共同資源化事業について、その後のくだりにもございますけれども、資源化の項目につきましては、6品目ということで報告書のほうができてございまして、この中では、生ごみについては対象にしていないという内容の報告書にはなってございます。

ただ、先ほどご指摘ございますように、生ごみはごみの中の4割ぐらいあるということでございますので、これにつきまして、焼却するよりも、資源化ができれば、そういう方法がとれることを検討することは必要だと思っておりますけれども、組合の共同処理をする事業ということになりますと、現状では焼却と不燃・粗大ごみということになってございますので、4団体で3市共同

資源化事業の中で検討していくということについては、これはあり得る話だと思えますけれども、組合に対してということになりますと、現状では難しいという認識でございます。

以上でございます。

議長【石川庄太郎】 質疑を終了することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 それでは、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長【石川庄太郎】 討論なしと認めます。

直ちに採決いたします。日程第11、陳情第14号 生ごみの減量・資源化に関する陳情。本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長【石川庄太郎】 挙手多数。したがって、本陳情は採択することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 石川 庄太郎

小平・村山・大和衛生組合議会議員 藤原 哲重

小平・村山・大和衛生組合議会議員 尾崎 利一

小平・村山・大和衛生組合議会議員 須藤 博